

2012 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 100 号条約オブザベーション（抄）
（厚生労働省国際課仮訳）

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約
1951 年（第 100 号）
日本（批准：1967 年）

同一価値労働。立法。

委員会は、男女同一価値労働同一賃金の権利及び利用しやすい手続と救済を明確にする法的枠組を確保するために具体的な手段を講ずることを政府に促す。委員会は、これに関してとられた手段及び達成された進展に関する詳細な情報を提供するように政府に要請する。

男女間賃金格差の評価

委員会は、政府に対し、男女の収入と男女間賃金格差の進展について引き続き統計資料を提供し、そのような情報に地方公共団体を含む公共部門と民間部門の情報を含めるよう政府に要請する。

実質的な取組

委員会は政府に対し、以下の情報を提供するように要請する。

- (i) ポジティブ・アクションの推進を含む、男女間賃金格差縮小のためのガイドラインにおいて提示されている提案を実行するためにとられた具体的な手段と達成された結果、
- (ii) ガイドラインに関する認知と理解を高めるためにとられた具体的な措置、
- (iii) 第 3 次男女共同参画基本計画に基づく目標を達成する際になされた進展、
- (iv) 有期労働契約研究会の報告をフォロー・アップするために講じられた処置、及び達成された結果、並びに
- (v) 男女間賃金格差を縮小するためにとられたその他の手段。

パートタイム労働

委員会は、男性及び女性のパートタイム労働者の割合に関する統計資料を含む、パートタイム労働法の施行に関する情報を提供し続けるよう政府に要請する。委員会は、また、パートタイム労働法が男女間賃金格差を縮小させる際に与えた影響を示すこと及びパートタイム労働法第 8 条の適用範囲を拡大する改正の進展について示すことを政府に要請する。さらに、委員会は、パートタイム労働者から通常の労働者への転換の推進に関して達成された結果について情報を提供するように政府に要請する。

委員会は、実施された調査の結果を含む 2009 年の地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会の報告書に対する事後措置や、性別に集計された地方自治体の臨時・非常勤職員の数についての情報を提供するように政府に要請する。さらに、男女の同一価値労働同一賃金を確保する観点から、賃金と費用の償還に関し、地方自治体の臨時・非常勤職員に関する苦情処理制度や当該苦情の詳細

細を示すよう政府に要請する。

間接差別

委員会は、報酬に関するすべての形態の間接差別に対する効果的な保護を確保する観点から、労働者の団体及び使用者の団体との協議を経て、できるだけ早い機会に男女雇用機会均等法施行規則が見直されることを望み、これに関する進展の情報を求める。受け付けたあらゆる苦情や関連する裁判所の決定（同施行規則で間接差別であると特定される3つの措置以外の措置に対応するものを含む。）を含め、男女雇用機会均等法第7条及び同法施行規則第2条の適用に関する情報を提供し続けることも願う。委員会はさらに、政府に対し、社会保障給付に関する間接差別を禁止するための検討が行われたか否かを示すよう要請する。

コース別雇用管理制度

総合職に占める女性の割合の低さが持続していることや、男女間の賃金格差に与える影響を考慮し、委員会は、政府に対し、総合職に占める女性の数を増加させるための努力を一層進めること及びこれに関する情報を提供することを要請する。委員会は、また、政府に対し、総合職に占める女性の割合を増やすためにとられたポジティブ・アクションの種類及び達成された結果に関する情報提供を要請する。委員会は、コース別雇用管理制度を採用する企業に対して行われる行政指導の全般的な内容に関する情報及びそのような指導が総合職の女性の増加をもたらしているかに関する情報を重ねて要請する。これに関する苦情又は事例に関する情報とそれらの結果、及び異なるコースにおける男女間の分布に関する最新で詳細な統計情報を提供願いたい。

客観的な職務評価

委員会は、同一又は実質的に同一の職務の域を超えて広く比較するとともに、比較のための要素の範囲を増やす観点から、研究のフォロー・アップや行われた調査を含め職務分析と職務評価の実施についてのマニュアルの実用化に関する詳細な情報を提供すよう政府に求める。客観的な職務評価の手段を促進するためにとられる手段や、意識を向上させる活動を含む企業における客観的な職務評価手法の採用についての進展に関する情報を提供願いたい。委員会は、また、公共部門における客観的な職務評価の活用を確実にするためにとられた具体的な措置についての情報を提供すよう政府に要請する。

法の施行

委員会は、労働基準法第4条の違反事案における違反の性質、労働基準監督官により行われた指導及び是正措置の内容についての詳細な情報を引き続き提供すよう要請する。委員会は、また、労働監督に関する情報、特に労働基準監督官が、異なる性質でありながらも同一価値をもつ仕事に従事する男女の賃

金差別に係る事案を特定するために、彼らに提供されている具体的手法や指導についての情報を政府が提供するよう要請する。委員会はさらに、労働基準法第4条に関する裁判所の判決についての情報を引き続き提供するよう政府に要請する。